

別表第十二「表2. 雑音の強さに関する基準」のためのチェックリスト

別表第十二 「表2. 雑音の強さに関する基準」に掲載されている基準を適用する場合、その適用基準に応じて下記情報を基に適用する測定項目・測定上限周波数を決定します。適用する基準に応じて情報をご記入いただき、ご提出下さい。

適用する基準については、電気用品調査委員会 HP (<https://eam-rc.jp/result/result.html>)にある「電気用品名と解釈別表第十二の雑音の強さに関する基準との対応表」をご参照下さい。

「雑音の発生要因」がないもの（抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る）の場合はご提出不要です。（※「雑音の発生要因」の有無がご不明の場合には提出して下さい。）

適用基準	最高クロック周波数 *1	内部最高周波数 *2	妨害波電力 or 放射妨害波(MHz 帯) *3	CDNE or 放射妨害波(MHz 帯)
<input type="checkbox"/> J55011(H27)	-----	-----	-----	-----
<input type="checkbox"/> J55014-1(H27)	<input type="checkbox"/> 30MHz 未満 <input type="checkbox"/> 30MHz 以上	-----	<input type="checkbox"/> 妨害波電力 <input type="checkbox"/> 放射妨害波	-----
<input type="checkbox"/> J55015(H29)	-----	-----	-----	<input type="checkbox"/> CDNE <input type="checkbox"/> 放射妨害波 *4
<input type="checkbox"/> J55032(H29)	-----	(※数値を記載して下さい)	-----	-----

*1：集積回路（IC）内部だけで使用されるものを除き、デバイス内部で使用される任意の信号の基本周波数（集積回路（IC）内部では、IC 外の低いクロック発振周波数から位相固定ループ（PLL）回路により高い周波数を発生させることがあるが、それは除外する。）－J55014-1 の定義から抜粋。

最高クロック周波数が 30MHz 未満の場合、30MHz 以上の周波数では妨害波電力だけの選択が可能です。

最高クロック周波数が 30MHz 以上の場合、1000MHz までの放射妨害波測定が適用されます。

*2：試験品の内部で生成若しくは使用される最高の基本周波数又は試験品が動作する最高の周波数（集積回路内部だけで使用される周波数も含む。）－J55032 の定義から抜粋。

内部最高周波数が 108MHz を超える場合、及び、内部最高周波数が不明な場合、GHz 帯の放射妨害波測定が適用されます。

*3：妨害波電力測定と放射妨害波測定のどちらかを選択できますので、ご希望の測定方法にチェックを記入して下さい。ご指定がない場合は、妨害波電力測定を適用します。

*4：CDNE 法による測定と放射妨害波測定のどちらかを選択できますので、ご希望の測定方法にチェックを記入して下さい。ご指定がない場合は、CDNE 法による測定を適用します。

製品の構造により、CDNE 法による測定を適用できない場合がございますことをご了承下さい